

運動療法実施により医療費控除を受けられる方へ

ポートピアクラブ フィットネス&スパ「ルアナ」は、厚生労働大臣認定健康増進施設でこの度指定運動療法施設にも認定されました。

高血圧、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等の疾病で、専門の医師の処方箋に基づく運動療法を「ルアナ」で行うと、必要な利用料金が医療控除の対象となります。

（詳細は担当よりご説明をさせていただきますので、事前にご連絡をお願いいたします。）

医療費控除手続きの流れ

- ① かかりつけの医師
 - 運動処方せんの交付
 - ・かかりつけの医師に相談し、運動処方せんの交付を受けてください。
(指定の用紙はルアナにてご用意しております。)
 - (交付は医師が運動療法が必要と判断された場合に限りです。)
 - ・運動処方せん作成等は医療機関により別途費用が必要となります。
- ② ルアナ（指定運動療法施設）
 - 運動療法の実施
 - ・運動処方せんに基づき、健康運動指導士、健康運動実践指導者他が運動プログラムを作成いたします。
 - ・概ね、週1回（又は月に4回）の利用が8週間以上必要です。
 - ※運動処方せんの期間が終了する毎に、医師の診断を再度受け、新たに運動処方せんをルアナへ提出していただく必要があります。
- ③ かかりつけの医師
 - 定期的な経過観察
 - ・4週間に1度、医師による助言、定期的な経過観察が必要です。
- ④ ルアナ（指定運動療法施設）
 - 運動療法実施証明書、領収書の発行
 - ・証明書の発行は、別途費用が必要となります。（ポートピアクラブ会員除く）
- ⑤ かかりつけの医師
 - 運動療法実施証明書の内容確認、署名、捺印
 - ・運動処方箋を交付した医療機関で運動療法実施証明書の内容確認、署名、捺印を受けてください。
- ⑥ 税務署
 - 確定申告
 - ・運動療法実施証明書・領収書の提出
 - ・確定申告の手続きは、各自で行ってください。

指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて

(健医発第816号)

(各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知)

改正 平成18年7月26日健発第0726006号

この度、厚生大臣認定健康増進施設のうち、別紙基準に基づき厚生労働省が指定を行う施設（以下「指定運動療法施設」という。）において、医師の処方に基づき運動療法を実施した場合の当該施設の利用料金について、疾病の治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行わせたあるいは行わせている旨の記載のある医師の証明書等を確定申告書に添付すること等をもって、所得税法第七三条に規定する医療費控除の対象とすることが、別添のとおり認められたので、通知する。（一部抜粋）

お問い合わせ

フィットネス&スパ「ルアナ」

TEL 078-303-5211 (担当 入田・山根)